

就職奨励金・継続奨励金

Q.質問	A.回答
1 派遣職員として市内事業所で就労していますが対象となりますか。	対象ではありません。市内事業所に直接雇用されている必要があります。
2 運営法人の所在地が市外にある、市内の事業所で、初めて正規雇用、かつフルタイム介護職で就労することになりました。対象となりますか。	対象となります。法人の所在地は問いません。
3 朝来市民ではありませんが、対象となりますか。	対象となります。介護人材の確保・定着を目的としていますので、居住地を問わず対象としています。市外在住の方は、申請書、勤務状況等証明書とあわせて、住民税納税証明書を提出してください。
4 令和6年4月1日から市内の対象事業所で「正規」かつ「フルタイム」の介護職として就労しています。	対象ではありません。令和8年4月1日以降、新たに就労した方が対象です。
5 令和8年4月1日以降に対象事業所と雇用期間6か月の雇用契約を交わし、自動更新によって1年以上就労する見込みですが対象となりますか。	対象ではありません。雇用期間に定めがない方が対象です。
6 市外の対象事業所で正規職員の介護職として働いていたが、退職し、市内の別法人の対象事業所で正規雇用され介護職として就労する場合は対象となりますか。	対象となります。
7 市内の医療機関Aで正規フルタイム介護職として働いていたが、市内の対象介護事業所Bで正規フルタイム介護職として就労することになりました。	対象事業所Bで就労する日から対象となります。
8 令和8年4月1日、初めて市内の対象事業所で正規雇用フルタイムの介護職として就労していたが、5か月目に退職し、1か月後、市内の別法人の対象事業所で同様の就労形態で就労する場合、対象となりますか。	就労期間が6か月経過する前に退職した場合、新たな事業所で正規雇用フルタイムの介護職として雇用された日から対象となり、6か月を経過すれば申請できます。
9 令和8年1月31日まで市内の対象事業所で正規雇用フルタイムの介護職として就労していたが、退職し、令和8年4月1日以降に、市内の別の介護事業所で同様の就労形態で就労する場合、対象となりますか。	市内の対象事業所で正規フルタイム介護職等の就労期間がある人が、退職し、市内の別の事業所に就労する場合は対象となりません。過去1年以内に市内の対象事業所で、フルタイムで就労していないことが条件です。
10 令和8年4月1日から市内の対象事業所でパートタイムで介護職として就労していたが、令和9年4月1日から同事業所で、新たに正規職員のフルタイムで就労することとなりました。この場合、対象となりますか。	令和9年4月1日から対象となります。

就職奨励金・継続奨励金

	Q.質問	A.回答
11	対象事業所で正規雇用フルタイム事務職として就労したが、3か月経過した後、同一事業所で介護職となり、トータルで雇用されて6か月が経過した場合、就職奨励金の交付要件を満たすこととなりますか。	事務職として就労した期間は対象期間に含めません。要件を満たすこととなった時から6か月経過したときに就職奨励金の対象となります。
12	雇用されてから3か月の試用期間は対象期間に含まれますか。	対象期間となります。ただし、雇用期間に定めのない方が対象です。
13	就職奨励金を支給された時点の介護事業所から同一法人の市内障害福祉サービス事業所で正規フルタイム介護職として就労する場合はどうなりますか。	市内同一法人内、対象職種で障害部門から介護部門への事業所間の異動は対象事業所であれば年数は継続となります。
14	就職奨励金を支給された後、法人内人事異動により同様の雇用形態のまま市外事業所に異動しますが、対象期間は継続しますか。	市外の事業所に異動した時点で対象ではありません。
15	就職奨励金を支給された時点の事業所を退職し、市内の別法人の事業所で正規フルタイム介護職として就労しています。継続奨励金の対象期間となりますか。	市内別法人の事業所への転職は対象ではありません。同一法人内の異動による配置換えは対象事業所であれば対象期間は継続します。
16	同一法人の市外の事業所で正規雇用フルタイム介護職として就労していたが、人事異動により市内事業所でこれまでと同じ雇用形態で就労します。対象となりますか。	市外の事業所で令和8年4月1日以前から就労し、人事異動により対象事業所に就労する人は対象ではありません。詳しくは担当課までお問い合わせください。
17	対象事業所で正規雇用フルタイム事務職として就労したが、3か月経過した後、同一事業所で介護職となり、合わせて1年が経過しました。事務職の期間も対象期間となりますか。	介護職等、対象職種となった日から就職奨励金の要件を満たすこととなります。
18	申請を忘れて、申請期限を過ぎましたが、申請できますか。	できません。申請期限内に申請してください。
19	就職奨励金は朝来市から支給されましたが、1年就労経過後退職します。継続奨励金(1年後)の申請は退職してからできますか。	できません。支給申請時において同一事業所で継続就労していることを要件としています。
20	令和8年4月1日に対象事業所に介護職として就労開始しましたが、同年12月1日から1か月間、病気休暇を取得しました。この場合、継続年数はどのように計算しますか。	病気休暇、育児休業等により就労しなかった期間については、継続年数の減算はしません。